

Ⅱ 広島県生活衛生適正化審議会

広島県生活衛生適正化審議会条例

（趣旨）

第1条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条第1項の規定に基づき広島県生活衛生適正化審議会（以下「審議会」という。）を置き、審議会の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 生活衛生関係営業者の意見を代表する者
- 三 利用者又は消費者の意見を代表する者

3 前項第2号及び第3号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）第7条第2号の規定により同数とする。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、会長が欠けたとき又は会長がやむを得ない事由によりその職務を行うことができないときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終わったときは、退任するものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して会議の召集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌する事務について、部会を設けることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 審議会の部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その決議により、部会の議決をもって審議会の決定とすることができる。

5 第4条第2項及び第3項並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第2項及び第3項並びに第6条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第1項、第3項及び第4項中「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に広島県環境衛生適正化審議会の委員である者は、この条例の施行の日によりこの条例による改正後の広島県生活衛生適正化審議会条例第1条の規定に基づき設置された広島県生活衛生適正化審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任期は、同条例第3条第1項の規定にかかわらず、その者の広島県環境衛生適正化審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。